

平成29年度地方創生推進交付金の実績報告

☎ 総務課 企画政策係 ☎ 77-3921

平成29年度地方創生推進交付金の実績報告および平成30年6月20日に開催された「芝山町総合戦略推進会議」での効果検証の結果を下記のとおり公表します。

事業名・連携自治体	成田空港南側圏グローバル人材育成事業（山武市・芝山町・横芝光町・多古町）
事業概要 平成29年4月～ 平成30年3月	・小中学校の統廃合により発生する遊休施設を活用し、航空人材を育成できる学校を誘致した。 ・グローバル化の機運を高め、航空業界への就業の流れを強化し、成田空港関連企業に就業する若者増加による定住促進および航空志望の若者移住を目指した。
事業費（芝山町分）	（交付対象事業額） 27,660,000円 （実績額） 27,461,664円 （執行率） 99.28% （交付決定額） 13,830,000円 （交付額） 13,730,832円 ※地方創生推進交付金＝事業費の1/2
事業内容	①航空人材養成学校誘致環境整備として、臨空地域の小中学校などにおける航空業界への興味関心向上施策、成田空港立地企業の雇用環境の周知、地元航空人材育成に向けた広報などの基盤整備を行った。 ②グローバルキャリア教育の推進として、小中高といった地域の教育機関で一貫したキャリア教育の推進を図るため、小中学校での英語教育推進、住民の活力をもとにした人材育成センターへの支援により、成田空港立地企業での就労につながる教育を行った。 ③東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進として、グローバル機運を高めるため、4市町が協同してスポーツDMOなどの活動支援を行った。
本事業における重要業績評価指標（KPI）	①高校および高等教育機関卒業後に、成田空港関連会社などに就職し、4市町に住み続けながら通勤する人数 ・平成29年度末現在の目標値30人 実績人数未定 ②高校生のキャリア形成プログラムへの参加者数 ・平成29年度末現在の目標値300人 実績300人（「成田空港を知る講座」への参加者、芝山小61人および芝山中115人含む） ③教育・スポーツなどの推進に関わる住民参加人数 ・平成29年度末現在の目標値30人 実績103人（芝山町DMO参加者16人含む）
事業の評価・継続	地方創生に効果があり、当該事業および町総合戦略のKPI達成に有効であった。今後も事業の継続を図る。

地方創生推進交付金実施計画書に計上した経費	実施計画書事業内容	実施事業	実績額	備考
①航空人材養成のための学校誘致環境整備に係る経費	(1)航空業界関心向上講話事業報償費など	芝山中学校 成田空港知る講座 バス送迎費	129,600円	バス2台（芝山中学校～NAA本社）
	(2)広報委託費など	成人式を迎える有志による芝山町プロモーションビデオの作成	498,960円	映像監督は地方創生に取り組む現役大学生
②グローバルキャリア教育の実施に係る経費	(1)高校生などに対するキャリア教育推進に係る講座委託料など	英検受験者（芝山中学校の生徒）に対して英語検定対策講座開設	496,800円	2次試験の合格率が向上
③東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る経費	(1)スポーツDMO等活動支援補助金など	・芝山町地方創生事業進捗管理支援業務委託	1,944,000円	芝山町総合戦略の進捗状況の確認とKPIの達成状況のチェック
		・DMO法人化支援業務委託	525,724円	（一社）みどりと空のプロジェクト 法人化
		・芝山町DMO事業化および観光プログラム商品化支援業務委託	10,130,400円	各種勉強会や研修、先進地視察を実施したほか、地域情報発信アプリの作成など芝山町に人を呼び込む仕組みづくりを試行
		・芝山町DMO活動拠点維持管理業務委託	4,998,980円	旧芝山高等技専跡や山中古道を地方創生の拠点として整備・管理
		（ハード事業） ・DMO活動拠点機能強化業務委託	8,737,200円	旧芝山高等技専跡の更衣室や洗面所などを改修し、活動拠点の機能強化
		合計	27,461,664円	

手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届を忘れずに

福祉保健課 子育て支援係・福祉係 ☎77・3914

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月1日～31日までに現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月12日～9月11日までの開庁日に所得状況届を提出してください。

児童扶養手当

次の1～9のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害がある場合は20歳未

■支給額（平成29年4月以降）

(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,290円	42,280円から9,980円 (10円刻みで変動)
2人	9,990円を加算	9,980円から5,000円を加算 (10円刻みで変動)
3人以上	1人増加するごとに5,990円を加算	5,980円から3,000円を加算 (10円刻みで変動)

1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が政令で定める障害の状態にある児童
4. 父または母から1年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
6. 未婚の母の児童
7. 父または母の生死が3カ月以上明らかでない児童
8. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
9. 棄児などで母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

満)などを監護する母または当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父などに支給される手当です。

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき
2. 対象の児童を養育しなくなったとき
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受給できるようになったとき
4. その他

《注意》受付期間内に現況届の提出がない場合、8月分以降の受給ができなくなる場合があります。また、2年以上現況届の提出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなります。

■特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障害のある児童扶養のために、その父または養育者に対して支給する手当です。

■手当を受けられる場合

精神または身体に障害等級表が1級または2級に該当する程度の障害のある児童の父または養育者

※詳細は福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または養育者が対象児童を監護、

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子どもが、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その自己負担額の一部を助成しています。

《助成内容》

入院：医療機関ごとの保険診療分（食事療養費、生活療養費は対象外）
通院・調剤：医療機関ごとの保険診療分で1人1カ月、1,000円を超えた額

※所得制限額は児童扶養手当支給制限額と同額です。

※毎年8月に資格申請が必要になります。申請については、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。

2. 対象児童が児童福祉施設などに入所したとき
3. 対象児童が死亡したとき
4. 手当を受けている父または養育者が死亡したとき
5. 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるようになったとき